【令和元年10月版】

不動産（強制）競売申立てに必要な書類等

		備　　考	原本	写し
提出書類	不動産（強制）競売申立書		1	1 注1
	不動産登記事項証明書（登記簿謄本）　注2	（担保権実行）発行日から3か月以内 （強制競売）　発行日から1か月以内	1	2
	不動産の公課証明書 ※「評価証明書」ではありません。注意してください。	最新年度のもの	1	2
	法人登記事項証明書	・当事者が法人の場合に必要 ・発行日から3か月以内のもの	1	
	住民票	・当事者が個人の場合に必要 ・発行日から3か月以内のもの	1	1
	執行力ある債務名義の正本	強制競売の場合のみ	1	
	上記正本の送達証明書	強制競売の場合のみ	1	
	不動産登記法14条地図・建物図面	14条地図がない場合は公図	1	2
	現地案内図	住宅地図等でも可		3
費用関係	申立手数料（収入印紙）	1申立（1担保権，1債務名義）につき4,000円		
	登録免許税（収入印紙又は領収証書） ※3万円以上になる場合は，領収証書をご利用ください。	請求債権額（1,000円未満切捨）×4/1000 ※上記計算結果の100円未満を切り捨てた額		
	予納郵便切手	16,000円分（以下内訳） 500円　20枚　10円　20枚 94円　30枚　5円　10枚 84円　20枚　2円　20枚 50円　20枚　1円　10枚 20円　10枚		
	予納金 ※申立書受理後，必要書類を送付しますので，速やかに予納してください。 （納付され次第，競売開始決定等の手続を行います。）	申立物件数　1 ～　3筆　－　50万円 4 ～　6筆　－　60万円 7 ～　10筆　－　80万円 １１筆以上は５筆ごとに１０万円加算		

注1　担保不動産競売の場合は「担保権・被担保債権・請求債権目録」，強制競売の場合は「請求債権目録」1部のみを押印・編綴をせずに提出してください。

注2　競売の目的物が土地で，その土地に目的外の既登記建物が存する場合，その建物の登記事項証明書等も必要となります。競売の目的物が建物の場合，その存する目的外の土地の登記事項証明書等も必要となります。

【熊本地方裁判所民事第1部不動産競売係　096-325-2140（直通）】